

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物製造所等の位置等の措置命令		
根拠条項	第12条第2項	処分権者	市長
根拠条令	<p>法第12条第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>法文のとおり、位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していないと認めるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要 (行政手続法 第13条第2項第1号、第3号)		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		